

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十五号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十七の項のイ中「結核病検査」を「結核検査」に改め、同項のロ中「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に改め、同項のハ中「家きんサルモネラ感染症検査」を「家きんサルモネラ症検査」に改め、同表の十九の項のイ中「炭疽^そ第二予防液注射」を「炭疽^そ予防液注射」に改め、同項のロを削り、同項のハ中「豚コレラ予防液注射」を「豚熱予防液注射」に改め、同ハを同項のロとし、同項のニからへまでを削り、同表の二十の項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の二十の項の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。